

【重要】感染症への対応について ～インフルエンザと診断されたら～

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」が定められています。これらの疾患に罹った時は、必ず下記連絡先まで報告し、診察した医師の指示する期間は登校せず療養してください。

◆ 奈良教育大学 連絡窓口 ◆

学生支援課 Tel: 0742-27-9128 または
保健センター Tel: 0742-27-9138 メール: hoken@nara-edu.ac.jp

・ 授業等を欠席する場合

授業を欠席する際は、医師の診断書を学生支援課に提出してください。また、各自で授業を担当する教員まで学内メール・電話等により連絡し、教務上の指示を得てください。

・ 学期試験欠席の場合

各学期試験期間中の罹患に関しては、医師の診断書を添えて教務課に『追試験受験願』を提出する必要があります。各学期の試験期間終了後、1週間以内の出願期限となりますのでご注意ください。

学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

種 別	病 名	出席停止期間の基準(登校が再開できる基準)
第1種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう 重症急性呼吸器症候群(SARS), 南米出血熱 ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, ジフテリア 急性灰白髄炎(ポリオ), 中東呼吸器症候群, 特定鳥インフルエンザ	完全に治癒するまで
第2種	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザを除く	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消失後2日を経過するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症(O-157 など) 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症(マイコプラズマ感染症, 溶連菌感染症, 感染性胃腸炎, 伝染性紅斑 など)	医師が感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症(マイコプラズマ感染症, 溶連菌感染症, 感染性胃腸炎, 伝染性紅斑 など)の出席停止等の扱いについては医師の判断による